

# 県景観配慮し自粛を

「桜の景観を損ねる」から「活動を控えてほしい」。福井県庁前の交差点で反原発などを訴える市民グループの活動に苦情が多く寄せられたとして、県が3月末に配慮を求める文書を出した。「表現の自由」は施行70年を迎える憲法で保障されている。目障りだからといって、横やりを入れていいの？ 市民の声を受けた。要請が、市民の活動を萎縮させることにならないか、県内の事例から考えてみた。(西脇和宏)

# 表現の自由どこまで



県庁前交差点で原発の運搬再開反対を訴える市民グループの男性。「景観上好ましくないなどの苦情を理由に、県が自粛を求めた」4月下旬、福井市大手の通り

## 施設

# 条文作品撤去を

憲法  
施行70年  
ふくい

# 弁護士「活動は民主主義の活力」

■お願い

市民グループは2013年から平日昼に約1時間活動しており、県警の許可を毎回得ているという。県財産活用推進課によると、「音量が大きくなり不快」「横断幕のぼりは美観上好ましくない」「通行の妨げになる」といった苦情が15年9月以降に計10件寄せられた。

■政治色

13年4月に福井市のアオツサで開かれた憲法をテーマにした展示会で、県から内容を確認するよう求められた管理会社が、一部の作品を「政治色が強く思想的」として撤去を求めた。戦争放棄をうたった9条や改正手続きを定めた96条などの条文を絵の具で書いた作品だった。

■お願ひ

県庁前交差点で原発の運搬再開反対を訴える市民グループの男性。「景観上好ましくないなどの苦情を理由に、県が自粛を求めた」4月下旬、福井市大手の通り

と述べた。

市民グループ側は「公文書のお願ひ」は半ば圧力。音量や横断幕は県警などから指示があるたびに、すり合わせてきた」といがかしむ。約3年半の活動中、県民から罵声を浴びたり、石を投げられたりしたことは少なくない。横断幕を取られた時もあった。

作者の河合良信さん(35)は当時福井市には「何を言っても耳を貸さず、一方的に撤去しなければ」会場を貸さなと言いだしたと振り返る。展示会自体が中止になるのを避けるため、いったん撤去に応じた。

管理会社側は後日、再展示を認め、謝罪した。現在も音楽を中心に創作を続けている河合さんは「素直に思ったことを表現していく今の社会に息苦しさを感じる。それを打破するのが市民活動や創作で、自由を奪われないように活動するしかない」と話す。

日本国憲法は21条で「集会、結社および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」とうたう。国が一方的に情報統制した過去の反省に基づいている。福井弁護士会憲法委員会の島田委員長は「特定の人種や民族への差別や憎しみをあ

おるヘイトスピーチ(憎悪表現)と、政治的な活動は全く違う。市民の自由な活動は民主主義社会の基礎で大事な活力源」と指摘、県などの対応は憲法の趣旨が分かっていないと苦言を呈する。

■要約

市民活動に対する規制が見え隠れする現状に共謀罪を絡めて懸念を強める。「一番怖いのは、いじ自分が捜査対象になるか本当によく分からない点。市民の大きなプレッシャーになり、活動を萎縮させる。権力が暴走しないよう、知恵を出し合い、民主主義社会を機能させる気持ちは大切な時代になった」

おるヘイトスピーチ(憎悪表現)と、政治的な活動は全く違う。市民の自由な活動は民主主義社会の基礎で大事な活力源」と指摘、県などの対応は憲法の趣旨が分かっていないと苦言を呈する。

2017.5.2 福井新聞



不死鳥  
憲法記念日

県民から「景観を損ねる」と苦情が寄せられたとして、県が3月末、県庁前の交差点で反原発などを訴える市民団体の活動に対し、配慮を求める文書を提出した。担当課長によると、市民団体が県公安委員会への許可を得ていることは理解した上で「お願ひ」の文書を出したという。

「お願ひ」は圧力ではない  
日本国憲法21条には「表現の自由」が保障されている。過去には治安維持法などにより、国民の表現の自由が取り縮まられた。現憲法には、その反省が込められている。五月二日は、憲法施行七十年の記念日。(藤共生)